

令和 6 年

第 5 回日向市議会(定例会)議案

9 月 2 日

日 向 市

も く ろ く

議案第66号	教育委員会委員の任命について……………	1
議案第67号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	2
議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3
議案第69号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	4
議案第70号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	5
議案第71号	日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	6
議案第72号	日向市民健康管理センター条例の一部を改正する条例……………	7
議案第73号	日向市文化交流センター条例等の整備に関する条例……………	8
議案第74号	日向市の環境と自然を守る条例の一部を改正する条例……………	10
議案第75号	日向市総合支所設置条例の一部を改正する条例……………	12
議案第76号	日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例……………	13
議案第77号	広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について……………	19
議案第78号	市道の路線の廃止について……………	23
議案第79号	市道の路線の認定について……………	24
議案第80号	令和6年度日向市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
議案第81号	令和6年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）……………	別冊

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日向市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したい。

氏 名	生年月日	住 所
奈 須 典 夫		

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
白 川 桂 子		

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
鈴木利明		

令和6年9月2日 提出

日向市長 西村 賢

日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和34年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(過料) 第18条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料に処する。	(過料) 第18条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日向市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正)

3 日向市寡婦医療費助成に関する条例（平成6年日向市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者」の次に「（以下「被保険者」という。）」を加え、「被保険者の欄に他の被保険者の記載がない被保険者証の交付を受けている者」を「同一世帯に他の被保険者のいない者」に改める。

令和6年9月2日 提出
日向市長 西 村 賢

日向市民健康管理センター条例の一部を改正する条例

日向市民健康管理センター条例（昭和56年日向市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>市民の健康づくりを推進するため</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条第1項</u>の規定に基づき、日向市民健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）<u>を設置する。</u>	(趣旨) 第1条 <u>この条例は</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2第1項</u>の規定に基づき、日向市民健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）<u>の設置及びその管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日 提出
日向市長 西 村 賢

日向市文化交流センター条例等の整備に関する条例

(日向市文化交流センター条例の一部改正)

第1条 日向市文化交流センター条例（平成元年日向市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(開館時間) 第5条 文化交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。 <u>ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u>	(開館時間) 第5条 文化交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。 <u>ただし、指定管理者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる時刻に閉館することができる。</u> (1) 午後6時以降の時間帯の使用に係る使用者がいない場合 午後6時 (2) 午後6時以降の時間帯の使用に係る使用者がいる場合で、当該使用が <u>午後10時までに終了する場合 当該使用が終了する時刻</u> <u>2 前項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。</u>

(日向市市民活動支援センター条例の一部改正)

第2条 日向市市民活動支援センター条例（平成21年日向市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(開館時間) 第7条 支援センターの開館時間は、<u>午前9時から午後10時までとする。</u>ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開	(開館時間) 第7条 支援センターの開館時間は、<u>次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>ただし、指定管理者は、特に必要があると認める

館時間を変更することができる。

ときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前9時から午後5時まで

（日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例の一部改正）

第3条 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例（平成22年日向市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（開館時間） 第6条 推進ルームの開館時間は、<u>午前9時から午後10時までとする。</u>ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。	（開館時間） 第6条 推進ルームの開館時間は、<u>次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。 (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前9時から午後5時まで

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市の環境と自然を守る条例の一部を改正する条例

日向市の環境と自然を守る条例（平成15年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保護地区等の指定の手続） 第17条 市長は、保護地区、<u>保存樹及び保存樹林（以下「保護地区等」という。）</u>を指定しようとするときは、当該<u>保護地区等</u>の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て環境基本条例第24条に規定する日向市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。 2 市長は、<u>前項</u>の指定をする場合には、規則で定めるところにより、その区域、種目等を告示しなければならない。 3 <u>保護地区等</u>の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。 （保護地区等の保護義務） 第20条 [略] 2・3 [略] 4 <u>保存樹及び保存樹林</u>の所有者等は、<u>保存樹及び保存樹林</u>の枯損の防止その他の保護に努めなければならない。 5 何人も、<u>保存樹及び保存樹林</u>が良好な状態に保護されるように協力しなけれ	（保護地区等の指定の手続） 第17条 市長は、保護地区を指定しようとするときは、当該<u>保護地区</u>の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て環境基本条例第24条に規定する日向市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。 2 市長は、<u>保存樹及び保存樹林（以下「保存樹等」という。）を指定しようとするときは、当該保存樹等の所有者等の同意を得なければならない。</u> 3 市長は、<u>前2項</u>の指定をする場合には、規則で定めるところにより、その区域、種目等を告示しなければならない。 4 <u>保護地区及び保存樹等（以下「保護地区等」という。）</u>の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。 （保護地区等の保護義務） 第20条 [略] 2・3 [略] 4 <u>保存樹等</u>の所有者等は、<u>保存樹等</u>の枯損の防止その他の保護に努めなければならない。 5 何人も、<u>保存樹等</u>が良好な状態に保護されるように協力しなけれ

ればならない。

(保存樹及び保存樹林に係る行為の制限)

第22条 何人も、保存樹及び保存樹林を損傷し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

- 2 保存樹及び保存樹林について、非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護地区等についての指導、勧告及び命令)

第23条 市長は、第21条に規定する届出又は第22条に規定する許可申請があった場合において、保護地区等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出又は許可申請をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、第21条若しくは第22条の規定に違反する者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該行為の中止、原状の回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

い。

(保存樹等に係る行為の制限)

第22条 何人も、保存樹等を損傷し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

- 2 保存樹等について、非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護地区等についての指導、勧告及び命令)

第23条 市長は、第21条に規定する届出又は前条に規定する許可申請があった場合において、保護地区等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出又は許可申請をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、第21条若しくは前条の規定に違反する者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該行為の中止、原状の回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市総合支所設置条例の一部を改正する条例

日向市総合支所設置条例（平成23年日向市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 総合支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 総合支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
東郷総合支所	日向市東郷町山陰丙1374番地	[略]	東郷総合支所	日向市東郷町山陰辛273番地1	[略]

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

令和6年9月2日 提出
日向市長 西 村 賢

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年日向市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u> 2 〔略〕 3 市長その他の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネット	（個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により<u>特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う特定個人番号利用事務とする。</u> 2 〔略〕 3 市長その他の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で同表の<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用

ワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [略]

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
[略]	
11 市長	<u>日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年日向市条例第18号）</u> による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
[略]	

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年

して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [略]

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
[略]	
11 市長	<u>日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（令和4年日向市条例第12号）</u> による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
[略]	

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年

法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは

法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは

		就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報 (以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの			就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
[略]			[略]		
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しく	5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当

は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規

若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であ

		則で定めるもの	
[略]			
別表第3（第4条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
[略]			
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	[略]	
[略]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

		って規則で定めるもの	
[略]			
別表第3（第4条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
[略]			
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	[略]	
[略]			

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢

広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定に基づき、広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

日向市長 西 村 賢

総合整備計画書第四次変更（案）

宮崎県日向市東郷町広瀬鵜戸木辺地

(辺地の人口111人 面積15.3km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰字 長崎、太田、広瀬、宮ヶ原、鵜戸木、日田尾

(2) 地域の中心の位置

日向市東郷町山陰乙2936番地6

(3) 辺地度数 146点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

広瀬鵜戸木辺地は、当市の南西部に位置し、中心市街地から約12km離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが森林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では中心市街地にある各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

(1) 林道の整備

当辺地は農業及び林業が基幹産業となっているが、一部区間において林道が開通していないため、非効率な森林施業を余儀なくされている。今後、木材の搬出や森林保育のコスト削減など生産性の高い林業の確立を図っていくためには、林道の整備が不可欠となっている。

また、東郷町福瀬区と中心市街地間を結ぶ林道となるため、大雨による耳川の出水時等においては、県道中野原美々津線のう回路としての役割も果たす重要な路線として位置づけられている。

このようなことから、森林施業の効率化を図るための林道整備を行い、基幹産業である林業の振興を図るとともに、集落間連絡の確保など環境基盤の整備を図る。

(2) 電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等によって、民間事業者の参入が困難につきサービス未提供地域となっており、市街化地域との大幅な情報格差を生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担し、情報通信ネットワークの整備

を進めることにより、地域間情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

(3) 道路の整備

孤立性の強い配置である当辺地において、地域住民の主要な交通手段は自家用車であり、地域住民の安全安心な生活を守るためには、適切な道路ネットワークの維持が重要である。

中でも市道山ノ口福瀬大橋線の北端に位置する福瀬大橋は、耳川を横断して当辺地と東郷町福瀬区を結び、県道中野原美々津線と接するなど、当辺地住民の日常生活を支える重要な橋りょうである。

また、福瀬大橋は、デマンド型乗合バスの通行や森林施業の産業道路としても活用される一方、昭和47年に架設されて以来約50年が経過し、老朽化も著しく、道路幅員が狭小で離合困難な状況であるため、適切な整備が求められている。

このような中、耳川の治水安全の向上を図るため、大規模特定河川事業として行われる福瀬大橋の架け替え工事の経費を一部負担し、道路幅員の拡幅整備を併せて行うことで、当該辺地住民の利便性を向上し、防災の面からも、安心して住み続けられる環境の整備を図る。

(4) 診療施設の整備

東郷診療所は、昭和29年に東郷村国民健康保険直営診療所として開設して以降、東郷地域の唯一の公的医療機関であり、当該地域の中心的な医療機関としての役割を担っている。昭和49年に現在地の敷地に新築移転してから48年を経過し、老朽化に加え耐震性にも課題を抱えている。

そのような中、地域医療はもとより、本診療所を取り巻く環境は著しく変化してきており、急速な少子高齢化の進展による人口減少社会の中で持続可能な医療を提供するための体制づくりが急務となっている。

このようなことから、市民代表や有識者などから構成する「日向市立東郷診療所整備検討委員会」を発足させ、新たな施設の整備に向けた方針を示した「日向市立東郷診療所基本構想」及びこの構想を踏まえた「日向市立東郷診療所整備基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、診療所の新築、医療機器の導入・更新を行い、持続可能な医療提供体制の整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財 源 内 容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
林道		日向市	96,632	57,706	38,926	38,200
電気通信に 関する施設	電気通信 事業者		203,400		203,400	10,500
道路		宮崎県	939,882	891,882	48,000	48,000
診療施設		日向市	19,501	1,868	17,633	17,600
合計			1,259,415	951,456	307,959	114,300

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長(m)
965	尻無川池線	大字財光寺 1862 番 1 地先	大字財光寺 1830 番地先	166.4
1092	平岩跨線橋線	大字平岩字宮ノ上浜	大字平岩字宮ノ上浜	220.1

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点
965	尻無川池線	大字財光寺字尻無川	大字財光寺字池
1373	向洋公民館線	大字平岩字市方	大字平岩字宮ノ上浜

令和6年9月2日 提出

日向市長 西 村 賢